

## 市有施設適正配置 ～第32回 こどもクラブその1(子育て支援施設)～

■問合せ=行政経営課 ☎(20)30005

### ▶こどもクラブとは・・・

こどもクラブは、昼間仕事などにより保護者が家庭にいない小学校6年生までの児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を培うことにより児童の健全育成を図る場所です。令和3年4月1日時点で、公立のこどもクラブは20の小学校区に計46クラブあり、約1,500人(全児童の約3割)が通っています。

児童数は年々減少しているものの、共働き世帯の増加から、こどもクラブのニーズは高まりを見えています。社会ニーズに合わせて、令和元年度には10クラブ(4施設)を整備しました。



### 子どもを虐待から守りましょう!

あなたからの連絡が子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。「もしかして、虐待?」と思ったら、ご連絡ください。なお、連絡・相談をした方、その内容に関する秘密は守られますのでご安心ください。

▼連絡先||児童相談所虐待対応ダイヤル  
☎189(通話料無料)  
県南児童相談所  
☎0282(24)6121  
☎家庭児童相談課  
(20)30002

### 不動産公売について

一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。

▼日時||8月12日(木)午後1時50分から(予定)  
▼会場||市役所3階302会議室

※公売対象不動産の詳細については、収納課納税係へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください

問同課 ☎(20)3010

### 古いサイトに気をつけて!

古いサイトの中には、インターネットやSNS広告などで「無料鑑定」とうたっている有料のやりとりへ誘導させるサイトもあります。また、氏名や生年月日、メールアドレスなどの個人情報を入力すると、大量の迷惑メールが届くこともあります。

無料だからといって、気軽に登録するのはやめましょう。

問消費生活センター  
(20)3015

### ごみの「ポイ捨て」はやめましょう

たばこの吸い殻や飲料の容器などのごみを、歩きながら、または車両から投げ捨てる「ポイ捨て」行為は、悪質な犯罪です。皆さんの「こころがけ」でポイ捨てを防止し、美しい佐野市をつくりましょう。

問環境政策課 ☎(23)8153

 <p>永代供養墓</p> <p>合同墓 (1名様) <b>10万円</b></p>	 <p>永代樹木葬</p> <p>合同墓 (1名様) <b>15万円</b></p>	 <p>永代五輪供養塔</p> <p>1墓 (2名様) <b>120万円</b></p>
<p>宗旨宗派不問 年間管理費不要 生前受付</p> <p>宗野 大 佐野大仏 観音寺</p> <p>〒327-0015 栃木県佐野市金井上町2237</p> <p>土・日・祝もご見学開催中 mail info@kuyounosato.com 観音寺:管理事務所/事務局:供養の郷 東武佐野駅より徒歩8分 佐野駅より関東バス「佐野団除大師」バス停下車すぐ</p> <p>☎ <b>0283-25-8535</b></p> <p>永代樹木葬なら ペットと一緒に 入れる区画ございます</p>		

催し物などが中止や延期となる可能性があります。いただくか、担当部署にお問い合わせください。



## 介護保険負担限度額認定および高額介護サービス費の制度見直し

■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定以上の収入などのある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

### ①介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の負担限度額の見直し

#### ●負担限度額認定の預貯金等要件の見直し

利用者負担段階	所得の状況		認定要件となる預貯金額	
			令和3年7月まで	令和3年8月から
1	生活保護受給者の方等		単身 1,000万円以下	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下 (第1段階はこれまでと変更なし)
	住民税世帯全員が非課税	老齢福祉年金受給者の方		
年金収入等80万円以下の方		単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下		
年金収入等80万円超120万円以下の方		単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下		
3-②	年金収入等120万円超の方	夫婦 2,000万円以下	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

#### ●食費の負担限度額の見直し（※居住費の負担限度額は変更ありません）

利用者負担段階	所得の状況		食費（日額）の負担限度額			
			施設入所者		ショートステイ利用者	
			令和3年7月まで	令和3年8月から	令和3年7月まで	令和3年8月から
1	生活保護受給者の方等		300円	300円 (変更なし)	300円	300円 (変更なし)
	住民税世帯全員が非課税	老齢福祉年金受給者の方	390円	390円 (変更なし)	390円	600円
年金収入等80万円以下の方		650円	650円 (変更なし)	650円	1,000円	
年金収入等80万円超120万円以下の方		650円	1,360円	650円	1,300円	
3-②	年金収入等120万円超の方	650円	1,360円	650円	1,300円	

※年金収入等＝公的年金等収入金額（非課税年金を含む）＋その他の合計所得金額

### ②高額介護サービス費の自己負担限度額（毎月）の見直し

「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定しました。

令和3年7月まで		令和3年8月から	
区分	限度額	区分	限度額
現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)	現役並み所得相当の方 (年収約1,160万円以上)	140,100円(世帯)
		現役並み所得相当の方 (年収約770万円以上 1,160万円未満)	93,000円(世帯)
現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上 770万円未満)	44,400円(世帯)	現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上 770万円未満)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)	住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円(世帯)	世帯全員が住民税非課税の方	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)	・老齢福祉年金受給者の方	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下の方等	15,000円(個人)	・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下の方等	15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)	生活保護受給者の方等	15,000円(個人)

